資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十億七千二百三十一万五千六百六十一円、資本準備金の額を七十六億四千九百十一万五千六百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年四月四日
東京都千代田区九段北一丁目一四番二一号
九段アイレックスビル三〇二
タムウイールヴュー・ジャパン・プロパティーズ有限会社　取締役　兼山　嘉人

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月四日
名古屋市中区錦二丁目四番一五号ＯＲＥ錦二丁目ビル一一階
株式会社カルテットコミュニケーションズ
代表取締役　堤　大輔

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年五月十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月四日
兵庫県神戸市東灘区深江北町四丁目一四番三四号
株式会社三徳
代表取締役　角田　達彦

基準日設定につき通知公告

当株主は、株式会社天馬工務店（本店大阪市城東区中央一丁目一三番一九号）について、平成三十年四月二十日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年五月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月四日
奈良県生駒市さつき台二丁目四五一―一五七
株式会社天馬工務店株主　出口　文俊

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月四日
千葉県印西市山田一六六番地
株式会社成田射撃場
代表取締役　清水時起男

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月四日
東京都港区六本木三丁目一六番三三号
株式会社ビジネットシステム
代表取締役　仲田　章郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月四日
名古屋市守山区小幡南二丁目六番一五号
東春運輸株式会社
代表取締役　丹羽　孝充

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千九百九十万一千百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成三十年四月四日
東京都渋谷区広尾一丁目一一番二号嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ３特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成三十年四月四日
東京都渋谷区広尾一丁目一一番二号嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ４特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千九百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成三十年四月四日
東京都渋谷区広尾一丁目一一番二号嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ５特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億三千七百九十五万六千六百五十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成三十年四月四日
東京都渋谷区広尾一丁目一一番二号嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ６特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億六千八百五十万九千七百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成三十年四月四日
東京都渋谷区広尾一丁目一一番二号嶋本公認会計士事務所気付
エムジージェイワン特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

訂正公告

平成三十年二月十六日（号外第三十二号）掲載の資本金の額の減少公告及び第四十五期決算公告（枠組）中、住所「広島県広島市南区大須賀町一四番九号」とあるは「広島県広島市中区東千田町二丁目九番二九号」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月四日
広島県広島市中区東千田町二丁目九番二九号
株式会社ホテルニューヒロデン
代表取締役社長　椋田　昌夫

正　誤

平成三十年三月二十六日（号外第六十四号）公布政令第六十一号（畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令）

（印刷誤り）

四ページ上段表中脱脂粉乳の項の下欄中終りから二行目「関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造」は改行する。

ページ	段	行	誤	正
三	下	終りから六～四	あふれ出た場合においておいて、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	あふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

（原稿誤り）

平成三十年三月二十二日国土交通省告示第四百六十七号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）

（原稿誤り）

七	三	終りから五	寺館大巻	寺館大巻遺堤

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月四日付第七六号三二ページ●同日付政府調達第六二号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）